

新 頁	本文	旧 頁	本文	改定理由
<p>第3章 都市づくりの目標と将来像</p> <p>3-1 都市づくりの目標</p> <p>「第六次北本市総合振興計画」（令和8年3月策定）の将来都市像は、<u>第一次北本市総合振興計画以来掲げてきた将来都市像を継承し、</u> <u>「緑にかこまれた健康な文化都市</u> <u>_____ (削除) _____</u> <u>として</u>います。</p> <p>都市計画マスターplanにおいても、「第六次北本市総合振興計画」（令和8年3月策定）と同様に、「緑にかこまれた健康な文化都市」を市全体としての目標として継承し、都市づくりに関する独自の視点を加え、以下を都市づくりの目標とします。</p> <p style="text-align: center;">緑にかこまれた健康な文化都市 ～快適なくらしと活力あるまち 北本～</p>	<p>第3章 都市づくりの目標と将来像</p> <p>3-1 都市づくりの目標</p> <p>第五次北本市総合振興計画（平成29年3月策定）の将来都市像は、<u>第四次総合振興計画の将来像「緑にかこまれた健康な文化都市」を継承しつつ、新たな視点を加えた目標像</u> <u>「緑にかこまれた健康な文化都市</u> <u>～市民一人ひとりが輝くまち 北本～</u> <u>を掲げています。</u></p> <p>都市計画マスターplanにおいても、第五次北本市総合振興計画（平成29年3月策定）と同様に、「緑にかこまれた健康な文化都市」を市全体としての目標として継承し、都市づくりに関する独自の視点を加え、以下を都市づくりの目標とします。</p> <p style="text-align: center;">緑にかこまれた健康な文化都市 ～快適なくらしと活力あるまち 北本～</p>	24	20	<p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第六次総合振興計画における将来都市像を反映</p> <p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え</p> <p>※表現の精査・見直し</p>



写真：国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所より提供

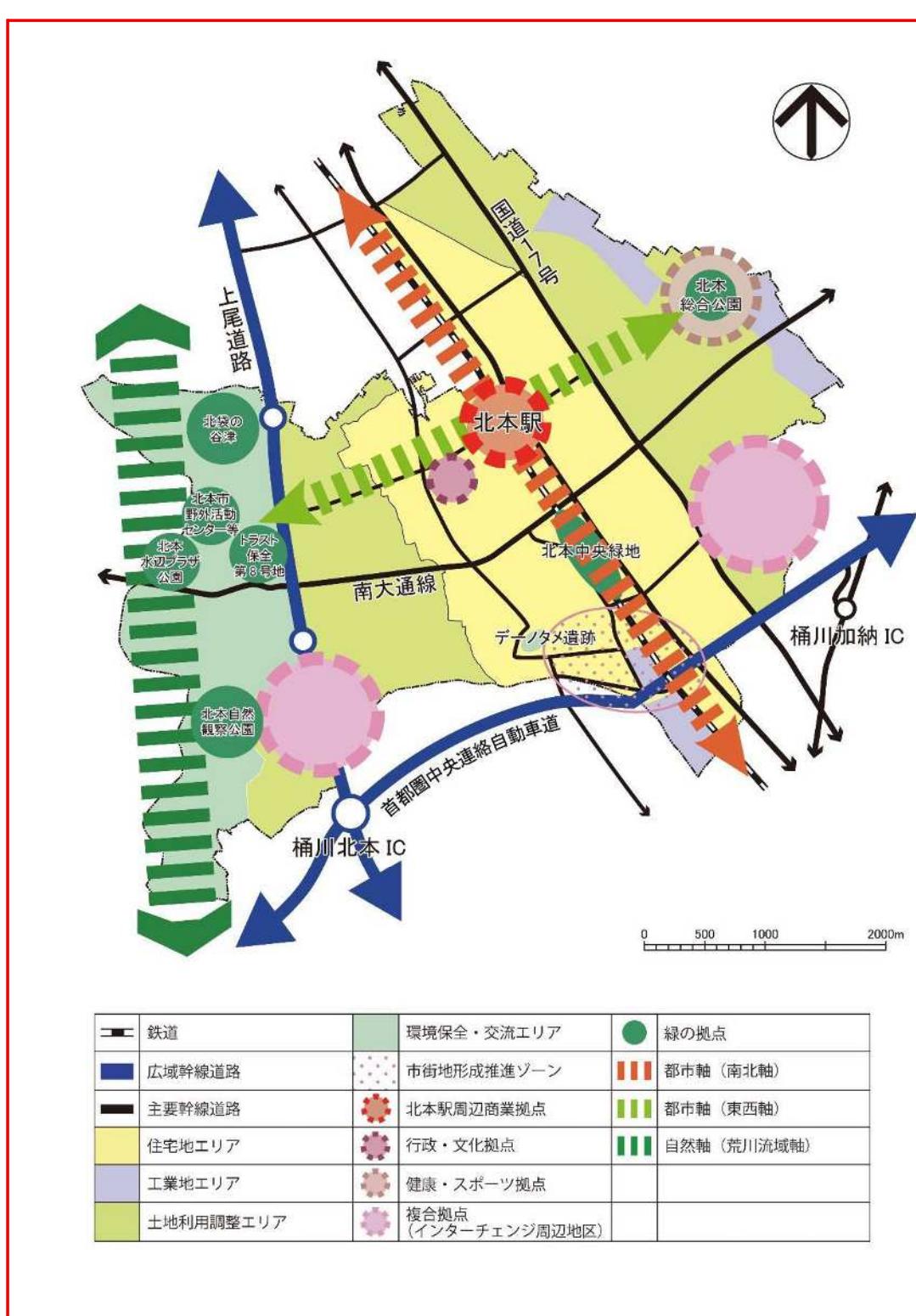
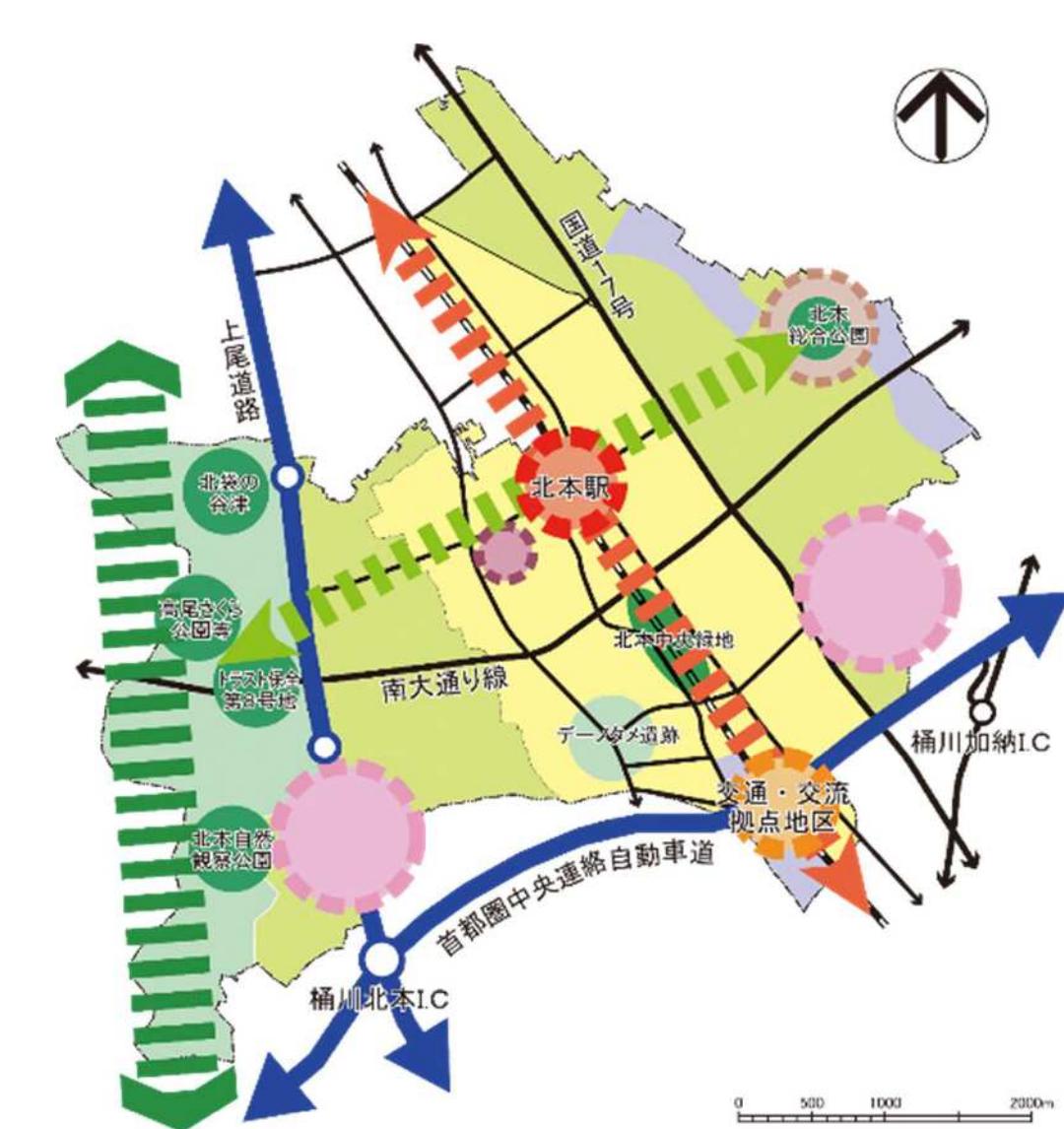


新 頁	本文	旧 頁	本文	改定理由
	3-2 北本市の将来都市像		3-2 北本市の将来都市像	
25	<p>都市づくりの目標を実現していく<u>上</u>での指針となる、都市全体における土地利用や市街地イメージ、機能配置のあり方、交通ネットワーク、緑のネットワークのあり方を中心に、市の将来都市像を設定します。</p> <p>基本的に、<u>「コンパクト・プラス・ネットワーク」</u>の考え方方に立ち、質の高い都市づくりを基本方針とします。</p> <p>① <u>「コンパクト・プラス・ネットワーク」</u>の考え方方に基づく利便性の高いまちづくり</p> <p>ふるさとの田園環境や自然環境との共存を前提に、適正な将来人口規模を踏まえた立地適正化の考え方に基づき、効率的な都市づくりを進めます。</p> <p>② 誰もがいつまでも快適に暮らしやすい住宅地の創造</p> <p>大宮台地の良好な地盤を生かし、低層戸建住宅地を中心とした、ゆとりと潤いのある緑豊かな住宅地の実現を目指します。</p> <p>③ 地域の資源と個性を生かした魅力があり選択されるまちづくり</p> <p>地域の資源を活用した「北本らしい」都市づくりを進め、<u>定住人口の維持及び交流人口・関係人口の増加を図り</u>、選択されるまちづくりを進めます。</p> <p>④ 広域高速交通体系を生かした<u>(削除)</u> 都市づくり</p> <p>圏央道や上尾道路の広域高速交通体系のインパクトを的確に受け止め、複合的な都市づくりを推進します。</p> <p>⑤ 円滑・安全・快適な道路ネットワークの創造</p> <p>道路の段階構成や機能に対応した道路体系の構築を図るとともに、公共交通の整備、安全で快適な歩行環境の創造を推進します。</p> <p>⑥ みんなの手による緑のネットワーク軸の創造</p> <p>宅地内、公共施設、自然環境等多様な緑を、市民共有の財産・まちづくりの資源として、それぞれのレベルでの整備、保全を推進するとともに、散策路等によるネットワーク形成に努めます。</p>	21	<p>都市づくりの目標を実現していく<u>うえ</u>での指針となる、都市全体における土地利用や市街地イメージ、機能配置のあり方、交通ネットワーク、緑のネットワークのあり方を中心に、市の将来都市像を設定します。</p> <p>基本的に、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方方に立ち、質の高い都市づくりを基本方針とします。</p> <p>①コンパクト・プラス・ネットワークの考え方方に基づく利便性の高いまちづくり</p> <p>ふるさとの田園環境や自然環境との共存を前提に、適正な将来人口規模を踏まえた立地適正化の考え方に基づき、効率的な都市づくりを進めます。</p> <p>② 誰もがいつまでも快適に暮らしやすい住宅地の創造</p> <p>大宮台地の良好な地盤を生かし、低層戸建住宅地を中心とした、ゆとりとうるおいのある緑豊かな住宅地の実現を目指します。</p> <p>③ 地域の資源と個性を生かした魅力があり選択されるまちづくり</p> <p>地域の資源を活用した「北本らしい」都市づくりを進め、<u>移住・定住を促進し</u>、選択されるまちづくりを進めます。</p> <p>④ 広域高速交通体系を生かした<u>交流拠点・都市づくり</u></p> <p>圏央道や上尾道路の広域高速交通体系のインパクトを的確に受けとめ、<u>交流拠点・都市づくり</u>を推進します。</p> <p>⑤ 円滑・安全・快適な道路ネットワークの創造</p> <p>道路の段階構成や機能に対応した道路体系の構築を図るとともに、公共交通の整備、安全で快適な歩行環境の創造を推進します。</p> <p>⑥ みんなの手による緑のネットワーク軸の創造</p> <p>宅地内、公共施設、自然環境等多様なみどりを、市民共有の財産・まちづくりの資源として、それぞれのレベルでの整備、保全を推進するとともに、散策路等によるネットワーク形成に努めます。</p>	※表現の精査・見直し ①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第六次総合振興計画での考え方を踏まえて変更 ①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第六次総合振興計画における交通・交流拠点地区の位置付け見直しに伴い、同地区に関する記載を変更 ※表現の精査・見直し - ※表現の精査・見直し

新 頁	本文	旧 頁	本文	改定理由
	3-3 北本市の将来都市構造 本市の将来都市構造を、拠点、軸、エリアから捉え、それぞれの構成要素について、その特徴、役割について整理し、そのイメージを表現します。		3-3 北本市の将来都市構造 北本市の将来都市構造を、拠点、軸、ゾーンから捉え、それぞれの構成要素について、その特徴、役割について整理し、そのイメージを表現します。	
26	<p>(1) 拠点</p> <p>① 北本駅周辺商業拠点 商業業務施設の集積と既存商業施設の活性化を図り、本市の商業中心核の創出を図ります。特に、商業等の居住者の利便の向上のための都市機能を誘導することで商業機能集積の強化を図るとともに、快適で魅力ある商業地として、また市民の憩いの場として、環境整備、活性化を進めます。</p> <p>② 複合拠点 ●インターチェンジ周辺地区 圏央道桶川北本インターチェンジ及び桶川加納インターチェンジ周辺地区については、今後、豊かな田園環境と調和した研究・福祉・文化・工業・流通・業務系の企業誘致と住宅環境の整備を併せて推進します。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	22	<p>(1) 拠点</p> <p>① 北本駅周辺商業拠点 商業業務施設の集積と既存商業施設の活性化を図り、北本市の商業中心核の創出を図ります。特に、商業機能集積の強化とともに、快適で魅力ある商業地として、また市民の憩いの場として、環境整備、活性化を進めます。</p> <p>② 複合拠点 ●インターチェンジ周辺地区 圏央道桶川北本インターチェンジ及び桶川加納インターチェンジ周辺地区については、今後、豊かな田園環境と調和した研究・福祉・文化・工業・流通・業務系の企業誘致と住宅環境地の整備を併せて推進します。</p> <p>●交通・交流拠点地区 交通・交流拠点（駅等の可能性）について検討するとともに、「商業・文化・医療・福祉の複合のまちづくり」を整備方針とし、各種機能の複合により活気あふれるまちづくりを行うことを目指しています。</p>	※表現の精査・見直し ①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第六次総合振興計画における交通・交流拠点地区の位置付け見直しに伴い、同地区に関する記載を削除
	<p>③ 緑の拠点 北本中央緑地、北本総合公園、北本自然観察公園、北袋の谷津、緑のトラスト保全第8号地（高尾宮岡ふるさとの緑の景観地）、北本市野外活動センター等（北本市野外活動センターと高尾さくら公園、高尾阿弥陀堂保護地区を一体としたエリア）、北本水辺プラザ公園、荒川沿いの緑地等は、本市における緑の拠点として位置づけます。 また、北本市野外活動センターを中心にその周辺拠点を一体的に利用できるよう、アクセス道路の改善やふれあい機能の充実を図っていきます。</p> <p>④ 健康・スポーツ拠点 北本市体育センター、北本総合公園、北本市野外活動センターを中心に、市民のスポーツ・レクリエーション、健康づくりの拠点として利用を促進します。</p> <p>⑤ 行政・文化拠点 北本市役所や北本市文化センター（中央公民館、中央図書館）といった行政・文化施設一帯については、市民の文化活動を支え、育んでいく役割を担った拠点として位置づけ、市民の交流の核として機能を充実します。</p>		<p>③緑の拠点 北本中央緑地、北本総合公園、北本自然観察公園、北袋の谷津、高尾さくら公園等（北本市野外活動センターと高尾さくら公園、高尾阿弥陀堂保護地区、緑のトラスト保全第8号地（高尾宮岡の景観地）を一体としたエリア）、北本水辺プラザ公園、荒川沿いの緑地等は、北本市における緑の拠点として位置づけます。</p> <p>④健康・スポーツ拠点 北本市体育センター、北本総合公園、北本市野外活動センターを中心に、市民のスポーツ・レクリエーション、健康づくりの拠点として利用を促進します。</p> <p>⑤行政・文化拠点 北本市役所や北本市文化センター（中央公民館、中央図書館）といった行政・文化施設一帯については、市民の文化活動を支え、育んでいく役割を担った拠点として位置づけ、市民の交流の核として機能を充実します。</p>	※表現の精査・見直し ②市の関連施策との整合性確保 ⇒北本市野外活動センター周辺に関する方針を追加

新 頁	本文	旧 頁	本文	改定理由
	<p>(2) 軸</p> <p>① 都市軸</p> <p>●南北軸</p> <p>この軸はJR高崎線や中山道を中心として、北本中央緑地を取り込み、北部の北本市農業ふれあいセンターや北本駅周辺商業拠点<u>（削除）</u>をつなぐ南北方向の軸であり、またこの方向に連なる住宅地を中心とした都市軸としても捉えられます。</p> <p>市民の日常生活の営みの中での交流、緑地を通しての自然の中での交流、拠点を通しての文化的・広域的交流等、多様な形態の交流が一つの軸としてつながるものであり、<u>本市</u>の特性の基本軸となります。</p> <p>特に、中山道は南北軸の基幹となることから、中山道の歴史と文化を生かした沿道の景観形成に努め、軸の明確化を図ります。</p>		<p>(2) 軸</p> <p>① 都市軸</p> <p>●南北軸</p> <p>この軸はJR高崎線や中山道を中心として、北本中央緑地を取り込み、北部の北本市農業ふれあいセンターや、北本駅周辺商業拠点、<u>交通・交流拠点地区</u>をつなぐ南北方向の軸であり、またこの方向に連なる住宅地を中心とした都市軸としても捉えられます。</p> <p>市民の日常生活の営みの中での交流、緑地を通しての自然の中での交流、拠点を通しての文化的・広域的交流等、多様な形態の交流が一つの軸としてつながるものであり、<u>北本</u>の特性の基本軸となります。</p> <p>特に、中山道は南北軸の基幹となることから、中山道の歴史と文化を生かした沿道の景観形成に努め、軸の明確化を図ります。</p>	<p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第六次総合振興計画における交通・交流拠点地区の位置付け見直しに伴い、同地区に関する記載を削除</p> <p>※表現の精査・見直し</p>
27	<p>●東西軸</p> <p>(都) 中央通線と(都)西中央通線により、北本駅周辺商業拠点と東側のレクリエーション機能としての北本総合公園、北本市体育センター、西側の行政・文化機能としての北本市役所、北本市文化センター、レクリエーション・憩いの機能を持つさいたま緑のトラスト保全第8号地(高尾宮岡ふるさとの緑の景観地)、<u>北本市野外活動センター</u>、高尾さくら公園、北本水辺プラザ公園、更に自然が織りなす水と緑のネットワーク機能としての荒川をつなぐ軸となっています。</p> <p>この軸は既存の資源や<u>本市</u>における固有の機能をネットワークする東西方向の軸であり、<u>本市</u>の文化を支えていく役割を担う軸とします。</p>	23	<p>●東西軸</p> <p>(都) 中央通線と(都)西中央通線により、北本駅周辺商業拠点と東側のレクリエーション機能としての北本総合公園、北本市体育センター、西側の行政・文化機能としての北本市役所、北本市文化センター、レクリエーション・憩いの機能を持つさいたま緑のトラスト保全第8号地(高尾宮岡ふるさとの緑の景観地)、高尾さくら公園、北本水辺プラザ公園、更に自然が織りなす水と緑のネットワーク機能としての荒川をつなぐ軸となっています。</p> <p>この軸は既存の資源や、<u>北本市</u>における固有の機能をネットワークする軸であり、<u>北本市</u>の文化を支えていく役割を担う軸とします。</p>	<p>②市の関連施策との整合性確保 ⇒北本市野外活動センターを追加</p> <p>※表現の精査・見直し</p>
	<p>② 自然軸</p> <p>●荒川流域軸</p> <p><u>本市</u>の西部を流れる荒川を中心に、その流域に広がる田園、流域に多く分布する神社・仏閣等の歴史的資源、湧水地を取り込んで、水と緑、歴史のネットワーク軸とします。更には、高尾さくら公園周辺や北本自然観察公園、北本水辺プラザ公園等の豊かな自然環境も一体的に捉え、市民と来訪者の憩い・交流・安らぎの場としての役割を担う軸とします。</p>		<p>② 自然軸</p> <p>●荒川流域軸</p> <p>北本の西部を流れる荒川を中心に、その流域に広がる田園、流域に多く分布する神社・仏閣等の歴史的資源、湧水地を取り込んで、水と緑、歴史のネットワーク軸とします。更には、高尾さくら公園周辺や北本自然観察公園、北本水辺プラザ公園等の豊かな自然環境も一体的に捉え、市民と来訪者の憩い・交流・安らぎの場としての役割を担う軸とします。</p>	<p>※表現の精査・見直し</p>

新 本文	旧 本文	改定理由
頁	頁	
(3) エリア ① 住宅地エリア <p>本市の特徴である低層戸建住宅地中心の土地利用を保全し、ゆとりと潤いのある住宅地を目指していくエリアです。人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより生活サービスやコミュニティが確保されるよう、居住の誘導を行っていきます。</p> <p>●市街地形成推進ゾーン 住宅地エリアのうち、久保特定土地区画整理事業区域や北本南団地を含む市南部の地域は、健全かつ良好な環境を有する市街地の形成を推進するゾーンとします。 土地区画整理事業をはじめとした基盤整備を進めるとともに、隣接する公園・緑地空間と一体となった特色ある居住環境空間の形成を目指します。</p> <p>② 土地利用調整エリア (削除) 市街化区域に隣接する住宅と農地が混在する市街化調整区域で、宅地のスプロール化が懸念されるエリアです。 農地については、都市型農業の振興、農業基盤の整備を促進し、優良農地を保全するとともに、自然とのふれあいの場の整備を図ります。 また、スプロール化の著しい地域等においては、人口減少対策にも対応できるようなまちづくりを検討します。</p> <p>③ 環境保全・交流エリア 上尾道路と荒川に挟まれた地域は、都市的土地区画整理事業の混在を防ぎ、田園風景や自然環境を保全するエリアとします。 また、土地利用調整エリアと同様に、農地については、都市型農業の振興や農業基盤の整備を促進し、優良農地を保全するとともに、自然とのふれあいの場の整備を図ります。 貴重な歴史的資産である国指定史跡「デーノタメ遺跡」については、その魅力を最大限に活用し、市民と来訪者の憩い・交流の場として環境整備に努めます。</p> <p>④ 工業地エリア 新たな企業誘致を図るとともに、緑化等による地域環境の向上、周辺の住宅地との調和を図り、共存していくエリアとします。</p>	(3) ゾーン ① 住宅地ゾーン 北本市の特徴である低層戸建住宅地中心としての土地利用を保全し、ゆとりとうるおいのある住宅地を目指していくゾーンです。	①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第六次総合振興計画の土地利用構想を反映し、区分をゾーンからエリアに変更 ※表現の精査・見直し
28	24	①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第六次総合振興計画の土地利用構想を反映し、市街地形成推進ゾーンについての記載を追加
	② 農地ゾーン ●土地利用調整エリア 市街化区域に隣接する住宅と農地が混在する市街化調整区域で、宅地のスプロール化が懸念されるゾーンです。 農地については、都市型農業の振興、農業基盤の整備を促進し、優良農地を保全するとともに、自然とのふれあいの場の整備を図ります。 また、スプロール化の著しい地域等においては、人口減少対策にも対応できるようなまちづくりを検討します。	①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第六次総合振興計画の土地利用構想を反映し、区分をゾーンからエリアに変更
	●環境保全・交流エリア 上尾道路と荒川に挟まれた地域は、都市的土地区画整理事業の混在を防ぎ、田園風景や自然環境を保全するゾーンとします。 また、土地利用調整エリアと同様に、農地については、都市型農業の振興や農業基盤の整備を促進し、優良農地を保全するとともに、自然とのふれあいの場の整備を図ります。 貴重な歴史的資産であるデーノタメ遺跡については、その魅力を最大限に活用し、市民と来訪者の憩い・交流の場として環境整備に努めます。	※表現の精査・見直し
	③ 工業地ゾーン 新たな企業誘致を図るとともに、緑化等による地域環境の向上、周辺の住宅地との調和を図り、共存していくゾーンとします。	①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第六次総合振興計画の土地利用構想を反映し、区分をゾーンからエリアに変更

新 本文	旧 本文	改定理由
頁	頁	
北本市将来都市構造図  29	北本市将来都市構造図  25	<p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第六次総合振興計画の土地利用構想を反映し、区分をゾーンからエリアに変更 ⇒第六次総合振興計画の土地利用構想を反映し、交通・交流拠点地区を削除、市街地形成推進ゾーンを追加</p> <p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒都市計画変更に伴い、都市計画道路西仲通線の線形を変更</p> <p>※表現の精査・見直し ⇒デーノタメ遺跡の範囲を変更 ⇒緑の拠点の「高尾さくら公園等」を「北本市野外活動センター等」に変更 ⇒緑の拠点の「トラスト保全第8号地」の位置を変更 ⇒緑の拠点に「北本水辺プラザ公園」を追加 ⇒「南大通線」について表記を修正 ⇒都市計画道路西仲通線からの線形を市外まで延長 ⇒主要幹線道路について都市計画道路のみ表示 ⇒凡例の「インターチェンジ周辺地区」を「複合拠点（インターチェンジ周辺地区）」に修正</p>

新 頁	本文	旧 頁	本文	改定理由
-	(削除)	26	<p>3-4 将来人口</p> <p><u>近年、北本市の人口は、緩やかな減少傾向で推移しており、前回の都市マスタープランで設定した将来人口を下回っています。</u></p> <p><u>第五次北本市総合振興計画（平成29年3月策定）では、今後も人口減少が続くことを予想し、平成37年度末（令和7年度末）の将来人口を63,000人と設定しています。</u></p> <p><u>都市計画マスタープランにおいても、第五次北本市総合振興計画における考え方を受けるものとし、将来人口を令和7年度末63,000人とします。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <u><将来人口> 令和7年度末 63,000人</u> </div>	①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第六次総合振興計画を踏まえ、計画期間を示す形に変更（第1章に追加）